

2014年7月22日

内閣総理大臣 安倍晋三殿

日本基督教団大阪教区
総会議長 小笠原純
常置委員会

集団的自衛権の行使容認の閣議決定に抗議する声明

日本基督教団大阪教区常置委員会は、集団的自衛権の行使容認の閣議決定が行なわれたことに、強く抗議します。

日本国憲法の基本原則は、主権在民、基本的人権の尊重、戦争の放棄です。政府は憲法9条について自分たちの都合のいい解釈をその時々に行なってきました。それでもまだ、代々の政府は、集団的自衛権そのものは否定していないが、ただ行使することはできないという解釈をとり、日本が直接、戦争に加担することのない一線を守ってきました。

しかし安倍内閣が行なった集団的自衛権の行使容認は、明らかに憲法に対しての解釈の限度を超えるものです。日本が戦争をすることができる国であることを外国に対して宣言をするものとなります。こうした重大な政策の変更を、閣議決定だけで行なうことは、到底、許されることではありません。

周辺諸国への脅威となりえる重大な政策の変更が、一内閣の閣議決定の変更によって簡単に行なわれることによって、諸外国は日本に対して不信の念を抱くでしょう。

諸外国がふつうに行なっている立憲主義に根ざした政府のありように学び、身勝手な政府の歩みを行なうことこそが、国家にとって危険きわまりないことであることを、認識していただきたいと願います。

私たちの主イエス・キリストは「剣を取る者は皆、剣で滅びる」（聖書・マタイによる福音書26章52節）と、私たちに教えました。私たちクリスチャンは剣ではなく、愛こそがこの世を治めるものであることを信じています。

私たちは日本が日本国憲法に基づいて、軍事力ではなく、外交によって、諸外国と平和に生きる国であることを、強く望みます。また諸外国も戦争放棄を掲げる日本国憲法の歩みに共感することを祈っています。安倍内閣は一日も早く、集団的自衛権の行使容認の閣議決定の誤りを認めて、国会での議論を深め、閣議決定を撤回していただきたい。

集団的自衛権の行使容認の閣議決定に示されている、いまの安倍内閣の好戦的なあり方に、危惧をいだき、強く抗議をします。